

第 24 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 3 年 2 月 4 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 45 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (11 人)
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、
5 番 濱口佳史、7 番 金子孝子、9 番 松本昌子、11 番 酒井幸男、
12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市
【推進委員】 (5 人)
1 番 大石正幸、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、6 番 尾崎澄夫、
7 番 福井正一
(事務局：事務局長 川村 雅志、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (3 人) 6 番 山中讓、8 番 伊芸精一、10 番 敷地智也、
【推進委員】 (2 人) 2 番 弘瀬正彦、5 番 小橋誠一、

5. 議事日程

- (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
- (2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 3 号 非農地証明について (10 件)
議案第 4 号 形状変更に関する届出の報告 (1 件)
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

- (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議 長

それでは、時間も来まして予定の人員も来たということで、早速 2 月の定例会を始めたいと思います。

皆さんもご存じのとおり、黒潮町頑張っておりましたけど、残念ながらコロナの患者がちょっと出たということで、さらなる気を付けていただきたいと思います。

また、何かと忙しいときにお集まりいただきましてありがとうございます。

今日はもっと温いかと思うたら、意外とちょっと寒いです。体には十分に気を付けていただきたいと思います。

それでは、早速始めたいと思います。

今日、欠席者 5 名おりまして。ちょうど農協の運営委員会と重なりまして、山中委員と伊芸委員と、それから小橋委員。それが運営委員会の方へ行くということで欠席。あと、敷地委員と弘瀬委員がちょっと体調が悪くて入院ということで、この 2 名入院ということになりまして欠席。

5 名の方が欠席しておりますが、会の方は成立をしておりますので。

それで、今日の議事録署名人ですが、松本委員と酒井委員にお願いしたいと思います。それでは、早速始めたいと思います。

それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条許可申請について 1 件出ておりますが、事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請が 1 件出てきております。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町出口字上ミダバ 8 番 4、畑 124 平米。同じく、字上ミダバ 10 番 6、畑 23 平米。

理由としましては、所有権移転・交換により、許可あり次第、所有権移転となっております。

資料は 4 ページ以降をご覧ください。

4 ページを見ていただきまして、いつものように航空写真での位置図を表示させております。

出口の三浦小学校から海側の方に行きますと、県道沿いに今、グループホームのみうらさんがあると思います。ちょうどグループホームみうらさんの町道から入っていく所の隣接地の土地となっております。

申請地の場所は 2 筆となっております。

5 ページを見ていただきましたら住宅地図で、ちょうどみうらさんのほんとの横の所の土地となっております。

6 ページ、航空写真の方が詳細図ですが、これがもう 10 年以上前の平成 22 年なので、当時はグループホームみうらさんはまだできておりませんので古い航空写真になりますけれども、位置図としてはこの辺りだということで表示させていただいております。

7 ページが公図となっております。

8 ページが現況の写真です。

写真を向かって右側に、建築ブロックというよりもコンクリートのよう壁が立ち上がっていますけれども、これがグループホームみうらさんの敷地との境界の場所となっております。すぐ横の畑の並んだ 2 筆です。

それでは 9 ページ、調査書を説明させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

第 2 項第 1 号の全部効率利用につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、ということです。

農作業の従事者としましては、ご本人。

所有機械に関しましては、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台となっております。

第 2 項第 2 号の農業生産法人以外の法人としましては、譲受人は個人であり、適用はありません。

第 2 項第 3 号の信託につきましても、信託ではないので適用はありません。

続いて、第 2 項第 4 号の農作業の常時従事としましては、譲受人は農作業を行う日数について年間 200 日ということで、黒潮町の下限に数 150 日以上を割ることはないので、こちらも該当はありません。

続いて、第 2 項第 5 号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a を今回超えるということで、今回の取得分を含めて 3,300 平米、33a となるということで、下限を割ることはありません。

ただし、この後、用地の集積計画の方に同時に田んぼを、口頭で以前借りてたところが出てきますので、今回利用権の設定が正式に出てきましたので、その部分を合わせて 30a を超えるということになっております。

第 2 項第 6 号の転貸の禁止につきましても、許可申請に係る農地は譲渡人の所有の農地であるということで、転貸には該当はしません。

最後に、第 2 項の第 7 号地域調和につきましては、所有権移転後は引き続き季節野菜の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えます。

また、こちらにつきましては農用地区域外となっており、利用権の設定もございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明が終わりました。

担当委員さん、〇〇委員さんの方で何かあればお願いします。

〇〇委員

僕はずっと、こちらへずっと上がったかやけんど、この前行ったら特に問題もないし、ほかに邪魔になる所というものもないしということで、本人にはこれでいいですというので出しています。

議 長

実は私も、〇〇君にも話も聞いて現場も見ました。

ほんで、「〇〇〇〇さんとあれになっちゃうけんど、どうしたがぞ」いうて言うたら、今のグループホームの土地、昔農協が移ったがですけど。どうも〇〇〇〇さんが前にそこを買ったようで、農協がまだ登記する前に。ほんで、あのグループホームの土地は〇〇〇〇さんの土地になっておりまして、ほんで結局、そのみうらのグループホームのあれを借っちゃうというようなことで。

で、上がる道が狭いもんで、その〇〇〇〇君の所の土地を分けてもろうてその道を広げたと。その代わりに、今度〇〇〇〇さんのその壁から〇〇〇〇君くの方角に畑がちょっとありますが、そこを替えたというようなことで、道の分とその空いた土地の分を〇〇〇〇さんと交換をしてもろうたと、そういうことでございます。

で、特に問題もないと、自分では判断をしております。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方は、挙手をお願いします。

(議場から、場所等の発言あり)

いいですかね。

(質疑等なし)

それでは、3条許可申請につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員です。

3条許可申請につきましては承認をされました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請について1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書1ページを再びご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請が1件出てきております。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町佐賀字大カゴ504番1、田241平米。

理由としましては、自宅を建築したいためとなっております。

資料は10ページ以降をご覧ください。

10ページをご覧くださいますと、航空写真で位置図を落としております。

場所は、佐賀中学校から真っすぐ町道を港側に行った所の、ちょうど県道との交差点付近にあります居酒屋小梅さんのお隣の土地となっております。

11ページを見ていただきましたら分かると思います。街中から熊野浦方面に向かう県道中土佐佐賀線と、佐賀中学校から港の方を向いて行きます町道との交わる交差点の所に小梅さんがいます。その横の土地となっております。

12ページが詳細図となっております。

13ページが公図。

そして、14ページが土地利用計画図となっております。

土地利用計画図でいくと、駐車場が4台と、その右側に建物となっております。

続いて、15・16ページが、1・2階の平面図となっております。

最後に、17ページが現況の写真となっております。

現場は、県道沿いの隣接された農地となっております。こちらに関しましては農用地区域外となっており、利用権の設定もございません。

駐車場は先ほど説明させていただきましたが、夫婦所有2台と来客用2台の、計4台分を予定しております。

排水計画につきましては、生活排水は浄化槽を経由後、南側の県道側側溝へ排水し、雨水につきましては、南側の県道側溝へ排水、および敷地内で自然浸透させる予定となっております。

資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。

続いて、同意の方につきましては、隣接地の農地につきましては全て同意済みとなっております。

そのほかにつきましては、農地区分としては第2種農地となっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明が終わりました。

担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員

〇〇〇〇さんの方には連絡よう取らんかったんですけど、〇〇〇〇君の方に連絡を取りまして、家を建てたいということで現地を確認させてもらいますというて、見に行きました。

一応、畑のような跡はあったがですけど、もう何年も前から作ってないような耕

作放棄地みたいな感じになってたのでまあ大丈夫だと思いますけど、審議の方をよろしくをお願いします。

議長

今、〇〇委員の方からも、もうだいぶ前から耕作放棄ということで、田になっていきますけどほとんど畑というか耕作をしてないということでございますが。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手願います。

どうですかね、ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

5条許可申請につきまして承認されます方、挙手願います。

挙手多数です。

議案第2号、5条許可申請につきましては承認をされました。

続きまして、議案第3号、非農地証明願について10件出ておりますが。

1番から9番まで同じ所でございますして1から9まで一括で、非農地証明願につきまして事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書2ページをご覧ください。

議案第3号、非農地証明が10件、今回出てきております。

ただし、番号の1番から9番まではほぼ同じ所、先月と連動するところでの非農地証明となっておりますので、一括で説明のほどさせていただきます。

まず、1番からいきます。

届出人、〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町出口字西折尾ノ谷 2398 番ハ、田 548 平米。

続いて2、〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町出口字神ノ元 2372 番、田 19 平米。同じく、字神ノ元 2373 番、田 363 平米。同じく、字神ノ元 2374 番、田 6.61 平米。同じく、字神ノ元 2375 番、田 79 平米。同じく、字神ノ元 2376 番、田 39 平米。続いて、字神楽田 2393 番、田 6.61 平米。

続いて、番号3にいきます。

届出人、〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町出口字神楽田 2381 番、田 72 平米。

続いて、番号4。

〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町出口字神楽田 2385 番、田 148 平米。

続いて、番号5。

〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町出口字神楽田 2387 番、田 165 平米。

続いて、番号6。

〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町出口字神ノ元 2377 番、田 72 平米。同じく、字神ノ元 2378 番、田 19 平米。同じく、字神ノ元 2379 番、田 72 平米。続いて、最後に、字神楽田 2380 番、田 115 平米。

続いて、番号7。

〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町出口字神楽田 2382 番、田 135 平米。同じく、字神楽田 2383 番、田 102 平米。同じく、字神楽田 2388 番、田 102 平米。

番号8。

〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町出口字神楽田 2389 番、田 112 平米。

最後、番号ナンバー9。

〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町出口字神楽田 2390 番、田 99 平米。

以上、9 件が全て理由としまして、30 年以上前から耕作せず山林化し、現在に至っているということになっております。

資料は 18 ページ以降をご覧ください。

先月も、数件出てきておりました所になっております。出口地区とお隣、四万十市との境です。出口地区から竹島へ抜ける所の山の方から、今回は割とふもとの方になりますが、現況でも中にはちょっと入っていけるような所ではございませんので、もう写真等はほぼ先月と同じ状況です。

18 ページが航空写真で位置図を落としております。

19 ページが住宅地図。もうかなり筆数が多いので、省略をさせていただいております。中央斎場のちょうど竹島側の山になります。

20・21 ページが詳細図となっております。もうほぼ、山の中のたねを通る農地となっております。

22 から 25 ページまでが公図となっております。

最後に、26 ページが、先月と同じ状況にはなりますが現況の写真となっております。

先月から引き続き、非農地証明がたくさん出てきております。司法書士さんといったん、非農地証明が出てくるちょっと詳細を聞き取ったところ、〇〇〇〇さんが実際、こちら、当初は形状変更で全て出したかったんですけども、ただ筆数が筆

数なので。本来、今後予定としまして、計画どおりにいけば段々畑が何かしらんレモンを植え付けたような、ちょっと圃場（ほじょう）をこのたね沿いの畑でやりたいということなんですけれども。

司法書士さんと話をしてて、形状変更出したとしても、ひょっとほかにまだ数人地権者さんがおる所がございまして、またその補助が具体的に進むかどうか、まだちょっと年数がかかるかもしれないということで。いったん非農地証明で、ちょっと農地じゃないような所なので非農地証明でいったん出させてもらって、順調よく計画どおりにいく予定で、ちょっとレモン栽培とかの棚田じゃないですけど補助を構えたいということで、どっさり今回、ちょっと非農地証明で出てきております。

ひょっとするとちょっと、司法書士さんとも話してましたけどひょっと計画どおりにいかない場合もあるかもしれないということでの非農地証明で、今現在、ちょっと農地じゃないですよということでたくさん筆数が出てきております。

こちらは当然、農用地区域外になっておりますので、もう先月の数筆と合わせて、また今後も数筆ある予定とは聞いてますけれども、そういったことで非農地証明でということでの証明願が出てきております。

当然、利用権の設定もございませんので、事務局からは以上です。

議 長

事務局の説明がありました、〇〇委員の方で何かあればお願いします。

〇〇委員

ここもまあ、今は〇〇〇〇の方がしよるけん、田もね。今のところは作る状態じゃないです。

そのうちには、今言うたように段々畑にするか、そのほかは分からんけど、そういう状態です。何ともならんと思う。

議 長

今、〇〇委員の方からも説明がありました。

もうほとんど山でございまして、私も直接現場にはよう行きませんで、この現在写真に写っております 26 ページの田の所から行ったがですけど、その奥はもうほとんど人が入れんような状態で。これからずうっと斎場の方へ向けてほとんど山ですが、その辺りまで非農地証明が出ていってございまして。

昔は、たねだねに小さい田んぼがあったがですけど、現在は全然作ってございせん。ほんで、〇〇〇〇さんにちょっと話も聞いたがですけど、ここはもう今の〇〇〇〇の土場がもうほとんどいっぱいになって、〇〇〇〇がその土場として切り崩したいというようなこともちらと聞いております。ほんで、非農地証明願が許可され

たら土場にしたい、というようなこともちらと聞いてます。

何か、この件につきまして何か質疑ある方。

前回もほとんど同じところで非農地証明が出てきておりまして、何でか思うて聞いたがですけど、一遍にこんなに出てきたけど。そしたら、〇〇〇〇がこういう土場を造りたいというようなこともちらと聞きました。

何かありませんかね。

農地としてはもう認められないと、自分では判断しております。

ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この非農地証明 1 から 9 まで、出口地区の証明ですが、承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願、1 番から 9 番までは承認をされました。

もう 1 件、非農地証明 10 番、お願いします。

事務局

それでは、非農地証明、最後になります。2 ページをご覧ください。

番号 10 番、説明をさせていただきます。

届出人、〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町拳ノ川字岡ヤシキ 1595 番 2、田 303 平米。

理由としましては、30 年以上前から耕作せず、現在の状況に至っているということです。

資料は 27 ページ以降をご覧ください。

27 ページを開いていただきますと、航空写真で今回の申請地を落としております。

拳ノ川地区の拳ノ川小学校の対岸というよりも、以前、昔 J A がありましたけれども、そちらから町道を奥にずうっと入ってきまして、佐賀橋川地区の方に抜ける町道沿いの住宅地の中にございます。

28 ページが住宅地図で場所を落としておりますので。もう人家の隣にある、実際現場の写真を見ていただきましても、ちょっと農地というよりも、のりみみたいな形のような状況の場所となっております。

29 ページが詳細図で、今回申請される農地の横に同じく申請者の住居されていましたが、今空き家になっているそうですが、そちらの家と隣接した土地となっております。

30 ページが公図となっております。

最後に、31 ページが現況の写真で、こちらは拳ノ川小学校から奥に入っていきま

す町道沿いから、対岸からこちらの農地を撮らせてもらっております。もうちょうど住宅と河川とのある、あまりちょっと場所的にはのり面になったような形で、ちょっと地形的に不便な所の農用地となっております。

こちらに関しましては、農用地の区域は区域外となっております。利用権の設定はございません。

こちら、もともと事務局の方に〇〇〇〇さんの娘さんからちょっとお問い合わせがありまして、空き家になっている家の横に農用地があるということで。農用地として売買できたらいいんだけど、なかなかこういった所も買ってくれる人もいないのでというご相談で。ちょっと現場を見ましたら、草刈りはしてるんですけどもということで、ただ植えるような状況の場所じゃないのでということで、こちらとしましても、ちょっと事務局としても非農地ではどうでしょうかということで、今回非農地証明となっております。

実際、植えろうとしてもちょっとのり面で、場所的にちょっと危険な高さのある所もありますので、もう非農地証明での申請となっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員

家ののり面に等しい。

議 長

のり面、うん。まあ農地ではもうないと、そういうことやね。

今、〇〇委員の方からも、もう農地ではない、のり面というようなことでございますが。

この件につきまして何か質疑ある方、挙手願います。

ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

非農地証明願 10 番につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手多数です。

非農地証明願の 10 番につきましても承認をされました。

続きまして、議案第 4 号、形状変更に関する届出ということで 1 件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の3ページをご覧ください。

議案第4号、形状変更届の報告事項が1件出てきております。

届出人、〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町御坊畑字上ドヲシリ 131 番、畑 261 平米。

理由としましては、かさ上げし畑として利用したいため、となっております。

資料は32ページ以降をご覧ください。

32 ページ、航空写真で位置図を落としております。黒潮町御坊畑の地区の集会所が、この御坊畑地区の高台にございます。その集会所の用地の隣接地の場所となっております。

33 ページが住宅地図でございます。

34 ページが詳細図になっております。

実際現場、当初は、かさ上げされる前は一部畑の地目ですけれども、ちょっと草が生い茂ったりとかして竹も一部生えていたような所でちょっと耕作はされていないような状況の場所だった所を、今回、事前に事務局の方から、御坊畑地区から年末に河川のしゅんせつ、県の管理河川の蛸瀬川のしゅんせつ工事で急きょ土砂を置く場所を、こちらの所で土を選んでかさ上げをして、ちょっと畑としてかさ上げをしたいというお話がございました。

実際現場の方は、その話があった後にもう土の方が入っておりますので、今回の事務局からの資料のときにはもう土は入っておりますので。

35 ページは公図です。

36 ページが図面の断面で、後ほど 37 ページの断面図と連動する平面図となっております。

最後に 38 ページが、土がもうほぼ入った状態での、今回の畑としての土地となっております。

こちらにつきましては農用地区域外で、利用権の設定もございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員

38 ページの写真見てもろうたら、今、車が右側に止まっていますけど、これが 1m ぐらい下がった土地やって、竹が生えたり何だりで何ともならなかった土地やけど、

今度、河川の関係で急きょ「やったらどうやろうか」いうことになって、「もう畑を畑とするがやけん、埋めれ」いうて、急きょ埋めたわけです。

何も問題はないと思います。

議 長

今、〇〇さんの方からも問題ないということですが。

この件につきまして質疑・質問ある方は挙手願います。

ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

形状変更届につきまして承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。

議案第4号、形状変更に関する届出につきましても承認をされました。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、いつものように別冊の資料をお手元に準備をよろしくお願いします。表紙が議案第5号となっております資料になります。

表紙をめくって行って、まず1ページをご覧ください。

整理表、上から順に説明をしていきます。

整理番号2-127(大方2-127)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和3年2月5日から令和8年2月4日までの5年間となっております。

利用権の設定する土地につきましては、浮鞭の字社4055番、現況は田となっております。

農用地区域内の農地で、面積3,407平米。

作物の内容はタバコとなっております。

利用権の種類につきましては、反当たり〇〇〇〇となっております。

続いて、整理番号2-128(大方2-128)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和3年2月1日から令和6年1月31日までの3年間となっております。

利用権の設定する土地につきましては、出口字新石塚3095番、現況が田となっております。農用地区域内の1,012平米の農地となっております。

作物の内容につきましては水稻となっており、こちらに関しましては〇〇〇〇と

なっております。

続いて、2-129 (大方 2-129)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までの 5 年間。

利用権を設定する土地につきましては、入野字中井 3878 番 1、現況は畑となっております。こちらにつきましては農用地区域外となっております。

面積が 2,050 平米、作物につきましてはキュウリとなっております。

利用権の種類につきましては、反当たり〇〇〇〇となっております

続いて、2-130 (大方 2-130)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、高知県農業公社となっております。

設定期間につきましては、令和 3 年 2 月 8 日から令和 13 年 2 月 7 日までの 10 年間。

利用権を設定する土地につきましては、加持字三島 4760 番、田となっております。こちらにつきましては農用地区域内の、3,008 平米の土地となっております。

こちらにつきましては、作物につきましては水稲とキュウリとなっております。

利用権の種類につきましては、反当たり〇〇〇〇となっております。

こちらにつきましては、個人の方と中間管理機構とで利用権設定後、その後、公社と中間管理機構と地元の〇〇〇〇と、個人で〇〇〇〇さんと、利用権をそれぞれ設定ということになっております。

続いて、2-131 (大方 2-131)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、こちらも〇〇〇〇となっております。

設定期間につきましては、令和 3 年 2 月 8 日から令和 13 年 2 月 7 日までの 10 年間。

利用権を設定する土地につきましては、田野浦字ヤリガサヤ 113 番、畑。農用地区域内の農地で、面積が 1,206 平米。

こちらにつきましては、利用権の種類は、反当たり〇〇〇〇。

作物につきましてはニラとなっております。

こちらにつきましても、上の〇〇〇〇さんと中間管理機構とで利用権設定後、中間管理機構と、その後、〇〇〇〇さんと利用権を設定する予定となっております。

続いて、2 ページを説明させていただきます。

2-132 (大方 2-132)、貸付人、〇〇〇〇さん。

続いて、2-133 (大方 2-133)、〇〇〇〇さん。

続いて、2-134 (大方 2-134)、〇〇〇〇さん。

続いて、2-135 (大方 2-135)、〇〇〇〇さん。

が、以上借受人、〇〇〇〇となっております。

利用権の設定期間につきましては、2-132、2-133、2-134 に関しましては、令和 3 年 2 月 8 日から令和 13 年 2 月 7 日までの 10 年間。最後の 2-135 につきまして

は、令和3年2月8日から令和6年2月7日までの3年間となっております。

利用権を設定する土地につきましては、上から順に、浮鞭字子犬ヶ原 1359 番、田、農用地区域内農地の 988 平米。

続いて、同じく、字子犬ヶ原 1360 番 1、田、農用地区域内の 753 平米。

続いて、同じく、字子犬ヶ原 1361 番 2、田、農用地区域内の 985 平米。

続いて、同じく、字子犬ヶ原 1363 番、田、農用地区域内の 69 平米。

同じく、字子犬ヶ原 1364 番、田、農用地区域内の 654 平米となっております。

こちらに関しましては、全ての筆で反当たり〇〇〇〇となっております。

作物の内容につきましては、ブロッコリーとなっております。

以上、各 4 人の個人の方と中間管理機構を設定した後で、利用権の設定後、こちらから中間管理機構と〇〇〇〇さんと利用権を設定するということになっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局より説明がありました。

この利用権の設定につきまして何かあれば、質疑お願いします。

このブロッコリーは、これはなかなか広いみたいだけど、1人でやるが？路地で。

事務局

そうですね。

〇〇〇〇さん、ご存じの方はいらっしゃると思うがですけども。〇〇〇〇さんの息子さんが今回 U ターンして、それまでは以前、県外でのある県でブロッコリーとかをやられている〇〇〇〇の方でやられて、今回ちょっと独立して地元に戻ってきて、やりたいということでの新規就農です。

議 長

それと、この〇〇〇〇と〇〇〇〇の〇〇〇〇いうがは、どういうがぜ？黄色い線で囲んだがは。

事務局

2 番目のその〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、以前、利用権の設定を出してなくてですね、過去からも口頭で、もうただで作られてるということでした。

このたび、ちょうど先ほどの 3 条で〇〇〇〇さんが、下限面積の関係上もともと作りよったがですけども、正式な書類を出さんと下限面積を割るということが出てくるので、ちょっと今回もう合わせて。

実は、〇〇〇〇でも作ってるんですけども、そちらの農地もあるんですけど

も、ちょっと今回は黒潮町内で資料を構えようかということで行政書士さんと話を
してでの、利用権の設定をもう出しましょうということで出てきたところです。

議 長

何か、この件につきまして質疑・質問ありませんかね。
〇〇〇〇のがはニラとなっちょうけんど、これはもうハウスが建っちょうがよね。

事務局

もう建っちょうがですかね。

議 長

うん、多分。〇〇〇〇となっちょうけんね、古いハウスを借ってのあれやろう。

事務局

やっぱり場所的にヤリガサヤやけん、ひょっとしたらそうながかなと思ってまし
たけど。

議 長

ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この議案第5号、利用権の設定ですが、承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員です。

議案第5号につきましても承認をされました。

ここで、いったん記録を止めたいと思います。